

経営者・労務ご担当者の皆さまへ

ひとを雇うことにした

保険、年金に加入したい

就業規則をつくるには…

助成金を申請したい…

社会保険労務士事務所からのご案内です

2019年4月～

“働き方改革関連法”施行！

中小企業にも猶予なく「有給休暇の5日取得義務」が適用されます

宗内社会保険労務士事務所は、就業規則診断・作成などによる労務管理、労働保険・社会保険の手続、助成金の手続、年金相談などでフルサポート。まずはお気軽にお問い合わせください。

就業規則・労務管理

就業規則・賃金規定等の作成・変更や、36協定、雇用契約、賃金・労働時間など、労働関係諸法令にのっとりた労務管理に関するコンサルティングをいたします。

労働保険・社会保険

労働保険(労災・雇用保険)・社会保険(健康保険・厚生年金)への加入など社員の入退社にともなう各種届出、年度ごとの更新手続等の書類作成・提出代行をいたします。

助成金

「キャリアアップ助成金」ほか、貴社の経営方針に沿った各種助成金を提案、申請にいたるまでのコンサルティング、書類作成・提出代行をいたします。

年金

公的年金(老齢・障害・遺族年金)に関するご相談・請求手続や、在職老齢年金、年金見込額に関するご相談をうけたまわります。

まずは
面談にて

各契約・サービスの報酬は、従業員数や助成金の入金額などをベースに設定いたします。具体的な報酬額については、ご面談などの上お見積りを提示いたします。ご遠慮なくお問い合わせください。

お問い合わせ
ご相談は
無料です

宗内社会保険労務士事務所
むねうちしゃかいほけんろうむじむしょ

TEL 042-315-8829

【総合顧問契約】

相談から手続きまで、ご提案の業務内容を総合的にご依頼いただく顧問契約です。

【相談顧問契約】

「手続きは社内事務スタッフでできるが、何かあったときに相談したい」などという場合の契約です。

【スポット業務契約】

入退社の手続き、労働・社会保険の更新手続きなど、その都度ご依頼いただく契約です。

宗内社会保険労務士事務所

労務管理、就業規則/労働・社会保険、助成金/年金相談/給与計算

メール sr-muneuchi@jcom.home.ne.jp

TEL 042-315-8829 / FAX 042-207-5134

〒183-0005 東京都府中市若松町4-14-1-103

<http://sr-muneuchi.p2.bindsite.jp/>

代表 宗内 正行(むねうちまさゆき)

特定社会保険労務士
キャリアコンサルタント
ジョブ・カード作成アドバイザー
ファイナンシャル・プランナー (AFP)



無料メールマガジン(月1回)配信をご希望の方は、以下いずれかの方法でご登録ください

●FAX返信申込み 以下にご記入の上 FAX: 042-207-5134 にご返信ください

(フリガナ) 貴社名	部署・役職	(フリガナ) ご担当者名
ご住所	電話番号	FAX番号
メールアドレス		

●メール送信申込み 上記内容を記載したメールを sr-muneuchi@jcom.home.ne.jp までご送信ください

ご登録いただいた個人情報は、個人情報保護法等の法令に定めのある場合を除き、あらかじめご本人の同意を得ることなく第三者に提供致しません。